参考資料２

【参考】誘導区域の評価方法

（１）居住誘導区域

＜評価内容＞

・①土地利用、②人口の集積状況、③都市基盤の整備状況、④公共交通の利便性、⑤生活利便性、⑥教育・子育て、⑦災害リスクの評価項目とし、項目ごとの評価内容を以下に示す。

評価項目	評価内容	評価
①土地利用	・用途地域外※1 ・法令上等の含めてはいけない区域（工業専用地域　等）	除外
②人口の集積状況	・人口密度 25 人/ha 以上※2（現況、20 年後（目標年次））	加点
③都市基盤の整備状況	・道路幅員４ｍ以上※3の路線の周辺 ・下水道が整備されている区域の割合 ・都市公園の徒歩圏 800m	加点
④公共交通の利便性	・鉄道駅の徒歩圏 800m※4 ・30 本/日以上※5、30 本/日未満のバス停の徒歩圏 300m※4	加点
⑤生活利便性	・生活サービス施設の徒歩圏 800m※6 医療：病院、診療所 福祉：通所介護施設 商業：コンビニ、スーパー、ドラッグストア 交流：公民館、コミュニティセンター 金融：郵便局、銀行、信用金庫、信用組合	加点
⑥教育・子育て	・統合再編予定の小学校※7の徒歩圏 800m ・子育て支援施設（保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター）の徒歩圏 800m	加点
⑦災害リスク	・法令上等の含めてはいけない区域（土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域　等）	除外
	・土砂災害警戒区域 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ・浸水深 3.0m 以上、0.5～3.0m 未満、0.5m 未満	減点

※１．加茂市は非線引き都市のため、前頁で示した法令上の除外区域である市街化調整区域は、本市における用途地域外が該当するものと捉え、居住誘導区域範囲は用途地域内を前提とする

※２．現状の加茂市街地の人口密度水準で設定（※仮）

※３．建築基準法第 42 条で定める道路の幅員

※４．「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」に基づく鉄道駅、バス停の徒歩圏

※５．「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」に基づく基幹的公共交通路線（概ねピーク時片道３本以上に相当）

※６．「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏

※７．中学校も再編予定だが再編後の校舎が決まっている小学校のみ採用

（２）都市機能誘導区域

＜評価内容＞

・①都市機能の集積状況、②公共交通の利便性、③教育・子育て、④災害リスクの評価項目とし、項目ごとの評価内容と評価結果（候補区域）を以下に示す。

評価項目	評価内容	評価
①都市機能の集積状況	・市の中核となる施設や生活サービス施設の周辺 300m※1 医療：病院、診療所 福祉：通所介護施設 商業：コンビニ、スーパー、ドラッグストア 行政：市役所庁舎 交流：コミュニティセンター、公民館 文化：図書館、文化会館	加点
②公共交通の利便性	・鉄道駅の徒歩圏 800m ・30 本/日以上のバス停の徒歩圏 300m	加点
③教育・子育て	・統合再編予定の小学校※7の徒歩圏 800m ・子育て支援施設（保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター）の徒歩圏 800m	加点
④災害リスク	・法令上除外すべき区域を除外（以下、該当区域） 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域	除外
	・土砂災害警戒区域 ・家屋倒壊等氾濫想定区域 ・浸水深 3.0m 以上、0.5～3.0m 未満、0.5m 未満	減点

※１．各種機能の集積状況を評価するため一般的な徒歩圏 800m より範囲を絞った 300m に設定